

平成 28 年 4 月

受益者のみなさま

三菱UFJ 国際投信株式会社

「中期国債ファンド」
繰上償還（信託契約の解約）のお知らせに関する Q & A

Q1. なぜ、このような手紙が送られてきたのですか？

A1. ファンドの運用を終了（繰上償還）し、受益者のみなさまからお預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするためです。

Q2. なぜ、繰上償還するのですか？

A2. 平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、国債や短期金融資産の利回りも低下し、一部はマイナスの利回りで取引されており、運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況となったためです。

Q3. いつ償還しますか？

A3. 平成 28 年 4 月 28 日をもって繰上償還します。

Q4. 何か手続きは必要ですか？

A4. 特段必要なお手続きはございません。

Q5. 新規購入申込み・換金はいつまで出来ますか？

A5. 「新規購入申込みの受け付け」は、既に平成 28 年 2 月 2 日から停止しております（自動買付等を除きます）。「換金のお申込み」は、平成 28 年 4 月 26 日まで受け付けいたします。その後は平成 28 年 4 月 28 日の償還日まで換金が出来ず、ファンドの償還に伴ない平成 28 年 5 月 2 日に償還金をお支払します。

なお、換金するにあたり、購入申込受付日の翌営業日から換金代金の支払開始日の前日までの日数が 30 日未満の場合は、1 万口につき 10 円の信託財産留保額が差し引かれます。（自動買付等された場合における 30 日未満の解約の場合も信託財産留保額が差し引かれます。）

Q6. いくらで償還されることとなりますか？

A6. 償還まで真摯に運用し元本 10,000 円（1 万口当たり）の確保を目指しますが、繰上償還するまでの市況動向等により、償還までの基準価額もしくは償還価額が 10,000 円（1 万口当たり）を割り込む可能性があります。

Q7. 上記のほか、不明な点がある場合どこに問い合わせをすればよいですか？

A7. ご不明な点は以下へご連絡ください。

三菱UFJ国際投信 お問い合わせフリーダイヤル 0120-653563

（受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く））

受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせは、お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

以上